

児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届をお忘れなく!

受給要件を確認するため、受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。提出がない場合、受給資格があっても11月分以降の手当が受給できなくなります。

手続き 8月上旬に通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。
提出期限 8月27日(金)

児童扶養手当

○対象

18歳に達する日以降の3月31日までにある児童(心身に一定の障がいのある児童は20歳未満)を養育している、次のいずれかに該当する父・母または養育者

- ・婚姻を解消した後、生計を同じくしていない
- ・死亡した
- ・一定の障がいがある
- ・生死が明らかでない
- ・母の婚姻によらないで出生した ほか



○支給額(令和3年4月1日現在) 年6回、奇数月に2か月分ずつ支給。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	43,160円	10,180円～43,150円
2人目の加算額	10,190円	5,100円～10,180円
3人以降加算額	6,110円	3,060円～6,100円

※申請者や扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹など)に一定額以上の所得がある場合は、支給停止になります。

○手当と公的年金との併給

年金額が手当額より低い場合は、その差額分の手当を受給することができます。

特別児童扶養手当

○対象

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父・母または養育者

○支給額(令和3年4月1日現在) 年3回(4月、8月、11月)、4か月分ずつ支給。

障がいの状態	月額(1人につき)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

※障がいの状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。